

※入力セルによっては、入力時の注意事項が欄外に赤字で出ますので、ご確認をお願いします。

様式第23号の16 (第50条の15関係)

第一種管理化学物質排出量等届出書

平成25年9月19日

届出をする日を入力

例)平成25年9月19日の場合
→2013/9/19と入力。

届出日時点での情報を入力。

届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 霞ヶ関株式会社
代表取締役社長 環境太郎

※(株)、(有)などの略語は使用しない。
※必ず、株式会社、有限会社で入力されているか確認。

代理人が届出を行う場合は、
代表者名と代理人名を併記。

代理人 南港工場長 化学次郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※押印は不要。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の2第2項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等について、次のとおり届け出ます。

事業者の名称	霞ヶ関株式会社			把握対象年度(例:平成24年度)の4月1日時点の情報を入力。 (PRTR法届出事業所は、法届出と同じ名称であることを確認。)
前回の届出における事業者の名称				
事業所の名称	南港工場			
前回の届出における事業所の名称				○郵便番号の確認○ 郵便番号は、その地域で通常用いられているものを入力。 ※大口事業所等で取得されている個別郵便番号は用いないように。 例)551-0001の場合→5550001と入力。
事業所の所在地	〒 551-0001 大阪府住之江区南港北2-△-○			
事業者が常時使用する従業員の数	115人			事業者(会社全体)の従業員数(把握対象年度(例:平成24年度)の4月1日時点)を入力。 21人以上であるか要確認。 ※20人以下の場合は届出不要です。
事業所において常時使用される従業員の数	59人			
事業所において行われる事業が属する業種(うち主たるもの)	化学工業	業種コード	2000	事業所の従業員数(把握対象年度(例:平成24年度)の4月1日時点)を入力。 (PRTR法届出事業所は、法届出と同じ人数であることを確認。)
第一種管理化学物質(第一種指定化学物質を除く。)の排出量、移動量及び取扱量	別紙1 表番号1~		1のとおり	
第一種管理化学物質(第一種指定化学物質に限る。)の取扱量	別紙2 表番号1~		1のとおり	
届出をする事業所数の変動に関する事項	記入不要			
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	<input type="radio"/> : 無 } 無・有のいずれかに「○」をリストボックスから選択しているか確認。 <input type="checkbox"/> : 有 (秘密とする内容を記載した書類を添付してください。)			
担当者(問い合わせ先)	部署名	南港工場 環境安全室		
	(ふりがな)	かがく じろう		
	氏名	化学 次郎		
	電話番号	06-××××-××××		
	電子メールアドレス	kagaku@city.osaka.lg.jp		
※ 受付欄	記入不要			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の番号	主な用途	排出量 (kg)				移動量 (kg)				取扱量 (kg)						
				イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	ハ						
				大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	当該事業所における埋立処分	下水道への移動	当該事業所の外への移動(イ以外)	製造	使用	その他(イ、ロ以外)						
1	1エチルシクロヘキサノール 3クロロペンチルアルコール 4クロロメチルメチルアルコール 5ジメチルアミン 6ニプロール 7シクロヘキサノール 8シクロヘキサノール	15	37	110	0.1	淀川	0	0	10	此花下水処理場	1000	1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 灰 4 廃アルカリ 5 廃プラスチック類 6 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 銻さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	0	5000	0
排出量及び移動量の増減に関する事項				<p>※数値入力以外の各項目は、必ずプルダウンメニューで選択すること。直接手入力をする、と、エラーの原因になります。</p> <p>※排出量、移動量及び取扱量については、0以外の場合必ず有効数字2桁で入力。ただし、一桁の整数については少数点以下は表示されません。数値が0の場合は、空欄にせず0と入力。【参照:別添有効数字についての注意事項】</p>														
2	8シクロヘキサノール	8	30	0	0.1	淀川	0	0	15	此花下水処理場	2200	1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 灰 4 廃アルカリ 5 廃プラスチック類 6 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 銻さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	0	10000	0
排出量及び移動量の増減に関する事項				<p>第一種管理化学物質の名称をプルダウンメニューで選択すると、号番号は自動入力されます。号番号が##と表示されていないか確認。</p>														
3	24VOC(揮発性有機化合物)	24	30	5000	1	淀川	0	0	35	此花下水処理場	7400	1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 灰 4 廃アルカリ 5 廃プラスチック類 6 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 銻さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	0	30000	0
排出量及び移動量の増減に関する事項																		
4												1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 灰 4 廃アルカリ 5 廃プラスチック類 6 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 銻さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																		
5												1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 灰 4 廃アルカリ 5 廃プラスチック類 6 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 銻さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																		

備考 1 第一種管理化学物質の名称の欄及び第一種管理化学物質の番号の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第18の9に掲げる名称(同表に別名の記載がある第一種管理化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 2 移動量のうち、ロは、廃棄物としての移動量を記載すること。
 3 排出量、移動量及び取扱量の有効数字は、2桁とすること。ただし、排出量又は移動量が1キログラム未満の場合は、小数第2位以下を四捨五入すること。
 4 ※の欄には記入しないこと。

※

※必ず数値については、有効数字二桁で入力。記載に誤りがあった場合は、「ここに有効数字が二桁ではありません」と表示されるので要確認。

※取扱量が1t未満または、空欄の場合はここに、「取扱量が空白又は規定値(1000kg)未満です(届出対象であるかを確認してください。)」と表示されるので要確認。

※数値入力以外の各項目は、必ずプルダウンメニューで選択すること。
直接手入力をする、エラーの原因になります。

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	管理化学物質の号番号	主な用途	取扱量(kg)			排出量及び移動量の増減に関する事項
				イ 製造	ロ 使用	ハ その他(イ、ロ以外)	
1	53:エチルベンゼン	53	30:塗料・インキ 37:溶剤	0	2100	0	有効数字については、必ず有効数字二桁で入力。 記載に誤りがあった場合は、欄外に「有効数字が二桁ではありません」と表示されるので要確認。 ※(注意)取扱量について、数値が0の場合は、空欄にせず0と入力。 【参照:別添有効数字についての注意事項】
2	80:キシレン	80	30:塗料・インキ 37:溶剤	0	2500	0	
3	186:塩化メチレン	186	24:洗浄剤	0	3100	0	
4	187:チアソール 188:4,4'-ジシアロキベンゼン 189:4,4'-ジシアロキベンゼンジメチルアールスルフェン 190:ジクロロベンゼン 191:ジクロロエタン 192:エチルアルコール 193:エチルアルコールジエーテル		※必ずプルダウンメニューで選択すること。 ※主な用途を2つまで選択可能。				
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

備考 1 第一種管理化学物質の名称の欄及び第一種管理化学物質の号番号の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令別表第一に掲げる名称(同表に別名の記載がある第一種管理化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
2 取扱量の有効数字は、2桁とすること。
3 ※の欄には記入しないこと。